

令和6年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議
第2回地域包括支援に関する会議 会議録

1 開催日時

令和6年11月12日(火) 18:30~20:00

2 開催場所

北九州市役所 3F 特別会議室 A (ハイブリッド開催)

3 出席者等

(1) 構成員

石田構成員、伊藤構成員、今村構成員、大丸構成員、椋島構成員、寒川構成員、
中村構成員、平野構成員、森野構成員、安田構成員、油布構成員、吉田構成員、
和田構成員

(2) 事務局

地域共生社会推進部長、地域福祉推進課長、地域支援担当課長、介護サービス担当課長、
認知症支援・介護予防課長、長寿社会対策課長、介護保険課長

4 会議内容

(1) 副代表選出について

(2) 報告

- ・ 令和5年度「まちかど介護相談室」実施状況について 資料1
- ・ 重層的支援体制整備事業について 資料2

(3) 議事

- ・ 高齢者の権利擁護の推進について 資料3
- ・ 介護予防支援事業所の指定について 資料4

5 会議経過及び発言内容

・ 副代表選出について

事務局 「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について」第1条第2項
により、代表・副代表は会議の構成員の互選により選任されると規定されております。

空席となっている副代表にどなたか立候補される方、或いはご推薦いただける方はご
ざいませんでしょうか。

構成員 副代表には、医療や地域に精通している、吉田構成員がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 会場の皆様、それからオンラインで参加の皆様、吉田構成員をご推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。

構成員一同、意見・異議なし

事務局 異議がないため、副代表は吉田構成員に決定します。

報告(1) 令和5年度「まちかど介護相談室」実施状況について…資料1

事務局 報告(1)について、資料1に沿って説明

代表 それでは構成員の皆様方から質問やご意見ございましたらお願いいたします。

構成員 認識が不十分で申し訳ないのですが、介護相談内容の「その他」のウエイトがかなり大きいと思います。「その他」の内容について、具体的にどんなものがあったのか教えていただきたいです。

事務局 具体的にどこで相談を受けているかというよりも、この枠組みに当てはまらない相談も受けていて、分類が難しいため「その他」として扱っていることが多いです。実際、個別の内容についてははっきりとした統計を取っていないため、申し訳ございません。

代表 今後、もし具体的な内容がわかるようであれば、次回にでも報告いただけると助かります。また、個別の施設とも連絡を取り合いたいと思います。よろしく願いいたします。他に何かございますでしょうか。

構成員 その他の中には、現在住んでいる場所からもう少し街中の小さい家に住みたいという相談が1件ありました。ですから、単身の方の引っ越し先の紹介も含まれているのではないかと思います。相談件数が増えてきていますが、まちかど相談室としての基本が定まっていないため、施設ごとに判断が分かれている場合が多いです。例えば、まちかど相談室の相談件数がゼロの施設もあります。これは、入所の申し込みに来た際に様々な相談を受けることがあるのですが、それは施設が受けたもので、施設内で解決できるものなので、まちかど相談室の相談件数としてカウントしていないということです。なので、現状、細かい基準が決まっていないため、まちかど相談室の相談件数として計上されていないものが多いと思われます。

代 表 実態を教えてくださいましてありがとうございます。

次に、分類をする際の大まかな約束事についてですが、その辺りはどうでしょうか。

事務局 細かいところは構成員がおっしゃったように、「この項目についてはこれを入れてください」という定めがないため、同じような相談内容でも微妙に異なる場合があります。今後の運用を検討したいと思います。

代 表 この手の事業を評価する際、ある程度数量的なデータを出そうとするなら、基準はしっかりしておいた方が良いかもしれません。他に何かございますか。

構成員 社協は概ね小学校区の校(地)区社協単位で活動しています。「まちかど介護相談室」は50ヶ所以上あるようですが、相談室はどのような分布で配置されていますか。

事務局 小学校区ではなく、地域包括支援センターの日常生活圏域での分布ということになりますが、現在、すべての圏域にまちかど介護相談室があるわけではなく、ばらつきがある状況です。

報告(2) 重層的支援体制整備事業について…資料2

代 表 それでは報告の2番目に進みたいと思います。重層的支援体制整備事業について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 報告(2)について資料2に沿って説明

代 表 それではどうぞ質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

構成員 10ページの上の図がよくわからないのですが、この支援会議は本人同意なし、情報共有○、同意あり、情報共有○という感じで、2つ囲みがあるんですが、矢印があります。右上に本人同意なし情報共有○のところで矢印があって真ん中のところは、本人同意あり情報共有○の所に四角囲みがあるんですが他の所には矢印がないんです。これはどういうことなのでしょうか。

事務局 矢印の関係が少しわかりにくい形になっております。この支援会議の中で、いのちネットや地域包括など5つの機関があるのですが、これらの関係機関では本人の同意があるなしにかかわらず情報共有ができますということを伝えたかったのですが、わかりにくい形になってしまい申し訳ありません。

構成員 一番難しいのは動ける認知症の方で問題がある場合です。何度か関わったことが

あるのですが、こういう方に対して支援会議で何らかの支援ができるのでしょうか。

事務局 先ほど申し上げたように、様々な複合的で複雑な課題があります。属性ごと、例えば地域包括など単独の窓口で対応できるものはこの会議には含まれないと思いますが、1つの窓口では対応できない複雑な課題を持つ方については、一旦この会議で検討する形になります。もし本人の同意が必要ない場合、この支援会議で取り扱うことになります。

代表 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

構成員 1つ質問したいのですが、令和5年度と6年度に事業内容を先行して少しやられているとのことですが、実際に支援会議や重層的支援会議を実施しているのか、またそれに弁護士が参加したことがあるのかをお伺いします。

事務局 令和5年度は8月から実施しており、11のケースについて相談を受けています。その中で、会議の開催回数は全部で20回であり、19回が支援会議、1回が重層的支援会議となっています。現在のところ、主に行政内部の関係者が集まる形での開催となっています。

構成員 続けて質問させていただきたいのですが、これは他の機関も協力することがあるということなので、弁護士会などにも参加要請がある可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 先ほど言いました10ページの下欄は、関係機関のイメージとして考えております。必要な関係機関については、いのちをつなぐネットワーク担当係長がコーディネートし、関係機関が集まる会議になると考えています。

構成員 ありがとうございます。弁護士会としても可能な限り協力したいと考えております。課題に応じて、子供の問題、生活困窮の問題、高齢者や障害者の問題などがあると思いますので、その時に適切な弁護士を派遣できるようにしたいと思います。今後、事業を行うにあたって弁護士を会議の構成員とする可能性が出てきた際には、弁護士会からの派遣の人選について協議させていただければと思いますので、よろしく願います。

代表 ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

構成員 この重層的な支援事業についてですが、北九州市は先駆的に取り組んでおり、さらに充実強化していくために3つの点に注目しました。これに専門職として関与できる

ことがあるかもしれないという提案です。

まず、「見つけに行く」についてです。今ご説明いただいたように、非常に困難な事例ですから、どこに注目するかが重要です。これまでも SOS の発信方法の紹介がありましたが、市民の目線からすると、回覧板が回ってくる時に気になることを書き込める場があれば良いと思います。もちろんプライバシーの問題もありますが、市民の声を上げる場をもう少し工夫する必要があると感じます。また、行政には回覧板の未加入者を把握する方法など、手がかりの付け方があると思います。

次に、「寄り添い続ける」についてです。ここでは専門職の関与が重要になると思います。前回からご紹介いただいている協力病院からの専門職の派遣ですが、これはリハビリテーションの介護予防に関するものです。この「いのちネット」の対象の事例では、孤独や不安に寄り添う活動が必要です。リハ専門職の中でも特に作業療法士は精神科病院で精神障害者のリハビリ活動に従事しています。協力病院のリハ専門職で、特に作業療法士に協力してもらうことが可能だと思います。さらに、「地域のネットワークづくり」についても、精神保健福祉士などが行政活動を支援できる職種として関与できると思います。こうした多職種の専門職が行政に協力しながら活躍できる場があることで、重層的支援体制がより機能すると思います。

最後に、課題の部分についてです。成果と課題をよくまとめていただいています。支援に入るときにはかなり複雑なケースが多いため、ケースの選定が困難です。基準についての話が出ましたが、ケースを出す側からすると、既存の制度では解決が難しい場合や関係機関の連携が必要な場合、ひきこもり一人暮らしの気になる事例など、シンプルな言葉で表現していただけると出しやすいと思います。

2 つ目の重層的な会議の運営ポイントについてですが、おそらく協議されていることと思います。何を協議するかというシナリオ、例えば「見つけて繋がって、繋がりを続けて、いつ終わらせるか」というストーリーが必要です。特に、終わらせ方が非常に難しい場合が多いと思います。ですから、最初からどう終わらせるか、どこへ繋げるかを考える必要があります。また、情報集約についても共通項目を示していただければ、事例を提供する側としても参加しやすいと思います。例えば、「何ができて何ができないのか」、「どうすればよいのか」、「どうすればよかったのか」といった共通項目です。北九州市の皆さんが紹介しているモデル事業や資料にはいつも感心しています。特に先駆的に 11 の事例を扱ったとおっしゃっていましたが、モデル事業の事例をスキームとしてご紹介いただければ、この課題について取り組みやすくなると思います。以上、ご提案させていただきました。

代 表 ありがとうございます。事務局の方から何かコメントはありませんか。

事務局 色々ご意見いただきましてありがとうございます。いただいた意見のうち、特に専門職に関する部分ですが、多機関協働の場面で専門職の方々のノウハウや支援が必要になります。構成員のお話も踏まえて、これからの展開に生かしたいと考えています。

12 ページの課題についても、基準や終結までのストーリーなどを考えながら、いのちをつなぐネットワーク担当係長と勉強会を開催し、どのような形にするかを検討しています。いただいたご意見を参考にさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

代 表 どうもありがとうございました。

構成員 先ほどの、話と重なってしまうかもしれません。専門職の団体についての意見と、ケースの線引きについての意見の2点です。

1点目は、10 ページの下のスライドに関するものです。機関としての部分がどうなっているか、専門職がどのように関与しているかということです。単独の専門職の団体としての関係性ではなく、機関に所属している専門職との関係性という視点で考えていく必要があると思います。この点について整理できましたので、さらに進めていく必要があります。特に包括的支援体制の整備をさらに進めるために、ミクロの視点で体制づくりを考えていかなければならないという課題があると感じました。北九州でどのように展開していくかについても、先程指摘があったように、課題と成果が非常に整理されているので、すごいなと思いました。

2点目は、ケースの線引きについてです。地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどがあるので、どの部分を包括支援にし、どれを重層的支援にするかが大きな課題です。今後の課題として、多くのケースが出てくるのかということや、困難事例への解決を求められるのかで意味が変わってくると感じています。今まで手の届かなかった、法律で介入できなかったダブルケアラーやヤングケアラー、セルフネグレクトについて、障害の施策委員会や高齢者の施策委員会、そして児童や地域の委員会と連動して、この重層的な支援をしっかりと行っていただきたいと願っています。これは障害者部会でも話しましたが、本当に重要なことです。今後の大きな課題は、貧困や孤独、孤立、そしてメンタルヘルスに関わる部分だと思っています。例えば、いのちをつなぐネットワークにおいて保健師さんの役割が非常に大きいと思っています。保健師さんの仕事が増えると大変だと思いますが、保健師さんや精神保健福祉士さんの介入が必要になると考えていますので、意見として出させていただきました。

代 表 ありがとうございます。

事務局 ケースの線引きについても非常に難しいです。複雑で複合化したケースが多く、いのちをつなぐネットワークの中でも多様な相談が出てきています。それを全て支援会議にかけると膨大な量になると思います。色々な事例や他都市の事例、また大学の先生を招いた勉強会を通じて、評価や研究を行っています。こうした知見を参考にしながら、今後も検討を進めていきたいと考えています。一番最後に触れた貧困や孤独、メンタルヘルスの問題についてですが、行政内部の保健師や精神保健の関係者とも協議して、必

要な支援につなげていくべきだと考えています。

構成員 今後、守秘義務や集団守秘義務について整理し、法律の背景も踏まえながら検討を進めていただきたいと思います。

代 表 他に何かございますでしょうか。よろしいですか。
素朴な質問として、何の「重層」ということなのでしょう。

事務局 支援の主体として、行政や地域、支援関係機関の3つ層があると思います。行政内部の連携・協働を1つの支援の層、地域団体による連携・協働を1つの支援の層、そして関係機関同士の連携・協働を1つの支援の層と考えています。この3つの層に加え、行政・地域団体・関係機関の間の連携・協働の層を重ね合わせて、支援が必要な人を支えるという考え方です。「いのちをつなぐネットワーク」の時は網の目を細かくし支援が必要な人を支えるという表現でありましたが、趣旨は同じで多くの層を作り、その層により人を支える形を目指しています。

代 表 システムがシステムのためだけになってしまわないようにしないとイケないと思います。どんな体制やシステムを作っても、最終的には困難を抱えている人にとってプラスにならないと意味がありません。その点がずれないように注意する必要があると思います。逆に、複雑になればなるほど問題に陥るリスクもあると感じます。では、次に進ませていただきます。

議事(1) 高齢者の権利擁護の推進について…資料3

代 表 では先に進ませていただきます。
それでは議事の1、高齢者の権利擁護の推進について、事務局からお願いいたします。

事務局 議事(1)について、資料3に沿って説明

代 表 それでは質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

構成員 2つお願いがあって、発言させていただきます。

まず、高齢者虐待についてです。令和3年以降に啓発活動で通報件数が増えたというのはとても良いことです。不安があれば通報してもらい、調査するというのは予防的に非常に良いことだと思います。この活動を続けることで認定件数が増えることもあるかと思いますが、それは自然なことです。令和4年度の本市の状況を見ると、高齢者1万人当たりの認定数が5.07に増えていて、これが問題だと言われています。しかし、通報が増えることで認定も増えることになるので、この数字だけを見て虐待認定を控える

ことがないように、地道に認定すべきことは認定していただきたいです。これが高齢者虐待についてのお願いです。

次に、施設従事者の虐待についてです。令和5年度の8ページのデータでは、令和4年の数字が大きいです。令和5年は認定件数が減ってきました。ただ、虐待の事実が認められなかったケースというのは、虐待がなかったのではなく、証拠がなかっただけの可能性もあります。施設従事者の虐待の認定は非常に難しいので、今後も数字に一喜一憂せず、啓発や研修をしっかりと行い、本当に理解していただけるように継続して取り組んでいただければと思います。以上2つお願いです。

代 表 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。ございませんか。

この件については引き続きよろしく申し上げます。

それでは議事の2番目最後になります。介護予防支援事業所の指定についてです。

議事(2) 介護予防支援事業所の指定について…**資料4**

(非公開)

代 表 では、本日の報告議事は終了となります。